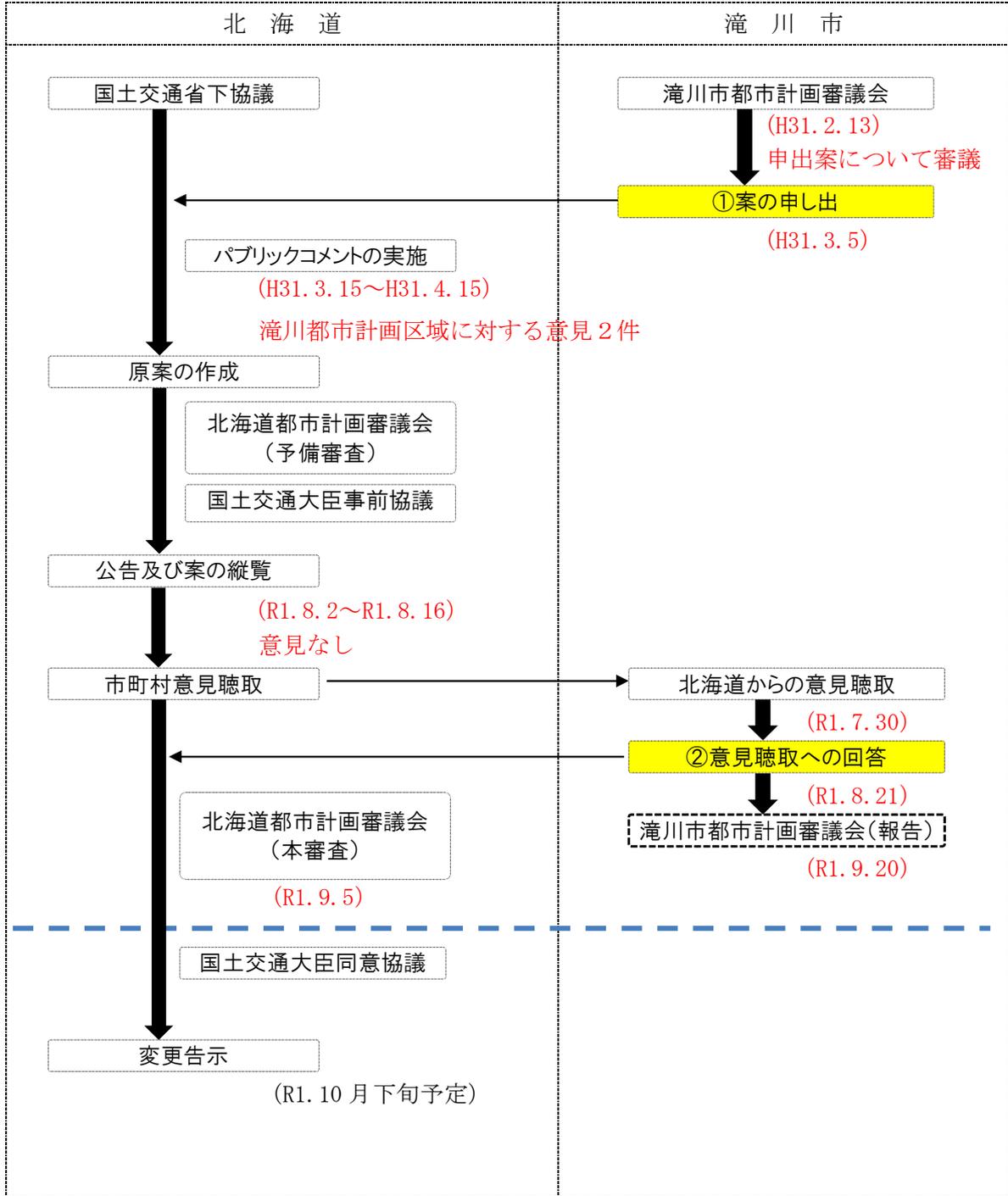


滝川都市計画区域（滝川市・新十津川町）の
整備、開発及び保全の方針に係る意見聴取の回答について

1 見直しの流れ



2 意見聴取に対する回答について

令和元年 7 月 30 日付け都計第 426 号にて北海道知事より意見聴取
↓
令和元年 8 月 21 日付け滝都市第 40 号にて「意見なし」として回答

3 変更箇所について

平成 31 年 3 月に北海道知事へ申し出を行った案より変更があった 2 箇所（文言整理を除く）について記載しています。

変更箇所その 1

Ⅲ-2-(1)-①-a

- ・鉄道やバスの公共交通体系の変化が想定されることから、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。

《変更内容》

- ・新十津川町における鉄道の廃止等、今後の公共交通体系の変化を踏まえた上での公共交通の利用促進に係る方針について記載を追加

《変更理由》

- ・北海道の実施したパブリックコメントにおける意見を踏まえての変更（以下、意見内容）

【(参考) 滝川都市計画区域に関する意見】

意見の概要	意見に対する道の考え方
駅前広場の整備、旧バスターミナル閉鎖に伴う駅前バス乗り場の移転、旧西友の待合機能、バス運行ルートの変更や右折が多いことによる運行速度低下、パークアンドライド駐車場について記載がない。 <u>また、札沼線廃止の新十津川町との関係について記載がされていない。</u>	交通施設の方針では、「JR 函館本線の滝川駅に駅前広場を配置しており、交通結節点機能を確保する。」こととしています。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、札沼線の廃止が予定されている新十津川町との関係について記載しました。

変更箇所その 2

Ⅲ-2-(1)-①-a

- ・本区域の滝川市は、JR 函館本線及び JR 根室本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める。

《変更内容》

- ・JR を境に形成された市街地の一体性の確保の手段として、道路網の形成の方針を追加

《変更理由》

- ・北海道の実施したパブリックコメントにおける意見を踏まえての変更（以下、意見内容）

【(参考) 美唄奈井江都市計画区域に関する意見】

意見の概要	意見に対する道の考え方
奈井江町における交通施設について、 <u>「南北に縦断している国道 12 号や JR 函館本線によって、市街地が東西に分断されていることから、市街地内の一体性や連携性の確保のために、東西方向の道路網の形成に努める。」</u> という記載をするのであれば、 <u>駅の橋上駅化や高架化等によって、その分断を解消させることに言及するべき。</u>	市街地の一体性を確保する手法については、町からの案をもとに鉄道の高架化も視野に入れた上で検討していますが、実現性の観点などから道路ネットワークによりその一体性を確保することとしています。

※なお、当該意見は、美唄奈井江都市計画区域に関する意見として提出されたものであるが、同様の市街地が形成されている滝川地域についても記載を追加するものである